

エコマーク商品類型 No.132 「トナーカートリッジ Version1.2」 認定基準書の軽微な改定について

「粉塵・スチレンの放散」に関する証明方法の追加などについて、以下のとおり、軽微な改定を行うこととする。

1. 経緯

電子写真方式のプリンタのエミッション基準について、2007年1月1日から施行の、ブルーエンジェル UZ122 で新たな試験方法が採用されており、本基準の軽微な改定を行ったところであるが、証明方法において対応する記載がなかったため、追加を行う。

また、エコマーク商品認定申請を行うプリンタ製造時業者より、プリンタ本体におけるエミッション基準の証明書提出方法の緩和措置（念書）に関する扱いがあることから、トナーカートリッジにおいても同方法の追加要望があったため、対応を検討する。同様に、その他の項目においても証明方法を点検し、本体基準との関連などを整理する。

2. 軽微な改定案

(3) 機器本体への装填時における、粉塵（ほこり）の放出は、室内空気中の2時間連続運転時の濃度0.075mg/m³を越えないこと。なお粉塵の濃度測定方法は（社）日本事務機械工業会規格（JBMS-66）またはブルーエンジェルRAL-UZ62:2002 付録3に記載する試験条件下で測定するものとする。さらに、ブルーエンジェルRAL-UZ62・85・114:2003 付録4 またはRAL-UZ-122:2006 付録2に記載する試験条件下で測定するものを可とし、この場合は機器の複写動作中の粉塵（ほこり）の放散速度が4.0mg/hを超えないこととする。

(3)認定基準4-1(3)については、JBMS-66 またはRAL-UZ62 付録3 の測定方法に適合していることの証明書およびその実測値を提出すること。ブルーエンジェルRAL-UZ62・85・114:2003 付録4 またはRAL-UZ-122:2006 付録2 に記載する試験条件下で測定するものは、ブルーエンジェルの測定方法(RAL-UZ-122:2006)に適合していることの証明書(記入例5)にその実測値を記載し、提出すること。

申込み時の提出が困難である場合、「実測値を記載した証明書をエコマーク使用契約締結までに提出すること、基準に適合しない場合、エコマーク使用契約締結をしない」旨を明記した念書を提出すること。

(4) 機器本体への装填時における、スチレンの放出は、室内空気中の濃度0.07mg/m³ を越えないこと。なおスチレンの濃度測定方法は(社)日本事務機械工業会規格(JBMS-66)またはブルーエンジェルRAL-UZ62:2002 付録5 に記載する試験条件下で測定するものとする。さらに、ブルーエンジェルRAL-UZ62・85・114:2003 付録4 またはRAL-UZ-122:2006 付録2に記載する試験条件下で測定するものを可とし、この場合は機器の複写動作中のスチレンの放散速度が1.0mg/h を超えないこととする。

(4)認定基準4-1 (4)については、JBMS-66 またはRAL-UZ62 付録5 の測定方法に適合していることの証明書およびその実測値を提出すること。ブルーエンジェルRAL-UZ62・85・114:2003 付録4 またはRAL-UZ-122:2006 付録2 に記載する試験条件下で測定するものは、ブルーエンジェルの測定方法(RAL-UZ-122:2006)に適合していることの証明書(記入例5)にその実測値を記載し、提出すること。

申込み時の提出が困難である場合、「実測値を記載した証明書をエコマーク使用契約締結までに提出すること、基準に適合しない場合、エコマーク使用契約締結をしない」旨を明記した念書を提出すること。

その他、製品本体がエコマークの認定をできていれば、それに使われるトナーカートリッジの申込時には証明書を省略できた方が効率的だと思われるため、証明書を省略してよい項目は、(7)(8)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(19)(20)(22)(23)であり、証明書の省略を検討する。

改定日:2007年8月2日